

14 CSF・ASF対策と感染拡大防止に向けた提言

昨年10月、長らく国に要請してきた豚へのCSF（豚熱）ワクチン接種が開始されたが、より感染力が強くワクチンがないASF（アフリカ豚熱）の脅威が迫っていることから、水際対策の一層の強化とともに、農場の飼養衛生管理レベルの更なる向上が必要である。

併せて、CSFの発生により深刻なダメージを受けた農家の経営再開は道半ばであり、関連事業者を含めた養豚産地の再生を着実に支援していく必要がある。

また、依然として、野生いのししの感染は15府県まで拡大しており、CSFの終息に向けては、息の長い取り組みが必要である。

こうした課題に対応するため、今般、家畜伝染病予防法や養豚農業振興法が改正されたところであるが、国においては、施策の具体化にあたり、引き続き、国家レベルの危機管理事案として、CSFの終息と産地の再生、ASFの発生防止のため、次の事項について措置を講じることを強く求める。

1 発生原因の解明と早期の終息

CSF・ASFウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、これまでに発生した事例の感染経路や発生原因を早急に解明するとともに、あらゆる手段を行使し、一刻も早く事態を終息させること。

2 法改正、基準強化への対応

- (1) 改正家畜伝染病予防法に基づき、都道府県知事が、まん延防止のため緊急に行う勧告・命令の発動要件や予防的殺処分の発動要件などを予め整理し明確化したうえで、措置内容等をガイドライン等により分かりやすく示すこと。
- (2) 養豚農業振興法の改正の趣旨を踏まえ、農場の施設整備への支援など飼養衛生管理の高度化の促進に必要な施策を講じること。特に、新たな飼養衛生管理基準への対応や改正家畜伝染病予防法に基づいて都道府県が定める飼養衛生管理指導等計画に位置付けて行う施設整備に対する支援策を講じること。
- (3) エコフィードの加熱基準強化に伴う農家や食品リサイクル事業者の負担増への支援策を講じること。

- (4) 一連の家畜衛生関係法規の改正について、令和3年4月の完全施行に向け都道府県が行う生産現場への周知・指導体制に混乱を生じないように、丁寧な説明に努めるなど都道府県との連携を強化すること。

3 ワクチン接種のあり方

- (1) 野生いのしし等を介したまん延防止のための豚への緊急ワクチン又は予防的ワクチン接種については、それぞれ具体的な要件（地域的な広がり、感染のスピード等）を明確化するとともに、接種推奨地域については、都道府県の要望を踏まえて設定すること。また、接種に係る費用については、家畜伝染病予防法の改正により、野生いのししへの経口ワクチン散布に係る費用が全額国負担と規定されたのと同様に、国が全額を負担すること。
- (2) ワクチン接種の実施は家畜防疫員に限定されているが、今後、継続的に接種を行うにあたり、都道府県の管理下での民間獣医師による接種を認めるなど、持続可能な接種体制とするとともに、臨時の家畜防疫員の報酬について、雇上げ獣医師と同様、国が一定の費用負担を行うこと。
- (3) ワクチン接種農場におけるCSF発生時の全頭殺処分の是非については、様々な意見があることから、その実施について、慎重に検討を行うこと。
- (4) ワクチン接種豚の移動制限による影響緩和のため、国は「種豚等流通円滑化推進緊急対策事業」を創設したが、当該事業を活用しても、なお経営への影響は大きいため、移動制限による収入減額分を補填する制度を創設するなど、国において更なる対策を講じること。
- (5) マーカーワクチンの有効性を早期に検証し、現行（非マーカー）ワクチンからの移行の是非を早急に判断すること。
- (6) ワクチン接種に伴い、風評を招くような差別的な表示、取引拒否等を行うことのないよう、関係省庁が連携し、流通事業者等への周知、指導を徹底すること。仮に、取引価格の下落、風評被害等による生産者・流通業者の損失が生じた場合は、国において対策を講じること。
また、胎盤など副産物の適切な移動管理についても、事業者等に周知徹底すること。

4 野生いのしし対策

- (1) 野生いのしし対策を重点的かつ効果的に推進するため、国において生息頭数や浸潤状況等の広域調査を実施するとともに、捕獲強化や経ロワクチン散布の統一的な対処方針を策定し、CSF終息に向けた道筋を示すこと。
- (2) 手作業による散布が困難な山岳地帯において行う、ヘリコプターによる野生いのししの経ロワクチン散布については、これらの地帯は県境が多いことに加え、国有林が多数含まれていることから、国が主体的に散布事業を実施すること。
- (3) 野生いのししの捕獲関連経費や経ロワクチン散布に係る経費について、引き続き、国が責任をもって十分な予算を確保すること。

5 産地の再生支援

- (1) 発生農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、家畜防疫互助基金への国拠出金の増額や免税措置を講じるとともに、無利子、保証料なしの融資制度を創設するなど、経営再建に向けた支援措置の充実を図ること。
- (2) 地域の養豚生産を支えたと畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少、出荷遅延による規格外の滞留豚処理に係るコスト増などに対する支援措置の充実や、支援に係る稼働休止期間の要件緩和を図るなど、生産振興の観点から特別の支援を行うこと。

6 水際対策、ASFへの備え

- (1) ASFの国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるとともに、地方の空港やクルーズ船等が寄港する港においても、検疫探知犬の大幅な増頭と常時配置を行い、違法畜産物の持ち込みを確実に摘発する体制を整備するなど、一層の水際対策の強化、徹底を図ること。
- (2) 仮に、ASFウイルスの国内侵入を許し、野生いのししへの感染が判明した場合には、諸外国の封じ込め対策を参考にしながら、国自ら早期

の封じ込めを図るなど、水際対策と野生いのししへのまん延防止対策を一連で行うこと。

- (3) ASFの予防的殺処分の実施要件（「真に他の手段がない場合」、野生いのししが感染した場合の「当該動物の生息状況」、「病原体の拡散状況」、「家畜の飼養衛生管理の状況」など）の具体的考え方を予め明確にすること。また、予防的殺処分を実施した養豚農家の事業再開が円滑に進み、早期に経営が軌道に乗るよう支援策を充実すること。
- (4) ASFワクチンの早期開発・実用化を進めること。

7 人材確保、広域的な支援体制の強化

全国的に不足している産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成策の充実を図るとともに、広域での発生や予防的殺処分の同時多発に備えた相互応援など、広域的な支援体制を強化すること。

8 地方財政措置の充実

CSF・ASF対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税措置を講じること。